

## 有害物質リスト

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼン ホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 1・2—ジクロロエタン
- 十四 1・1—ジクロロエチレン
- 十五 1・2—ジクロロエチレン
- 十六 1・1・1—トリクロロエタン
- 十七 1・1・2—トリクロロエタン
- 十八 1・3—ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 二十 2—クロロ—4・6—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S—4—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 1・4—ジオキサン